

白 監 第 2 4 号  
令和 6 年 3 月 2 8 日

白子町長 石井和芳 様

白子町監査委員 地引久貴

### 監査報告書に対する疑義について

令和 5 年 1 1 月 2 7 日付け白企第 8 2 号で照会のありましたこのことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により監査しましたので、同法同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

なお、白子町監査委員の大多和秀一は監査の対象団体である白子町文化協会の会長でもあることから、同法第 1 9 9 条の 2 の規定により除斥としました。

### 記

#### 1 監査の対象団体

白子町文化協会（会長 大多和秀一）

#### 2 疑義照会事項に対応する回答

①監査対象年度における白子町文化協会の支出金額の内、「視察研修」に該当すると認められる「具体の行為・行動」の内容についてご教示ください。

例えば、「〇〇博物館の見学」、「〇〇祭りの見学」、「〇〇市文化祭見学」など、白子町文化協会が行った「視察研修」の「具体の行為・行動」内容をお示しくください。

監査委員が確認した内容を示します。

令和 4 年度 令和 5 年 1 月 2 0 日（金）実施

「菱川師宣記念館」見学、枇杷倶楽部での花摘み体験、記念撮影

令和 3 年度 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

令和 2 年度 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

令和元年度 令和元年 1 1 月 2 1 日（木）実施

「航空科学博物館」見学、「国立歴史民俗博物館」見学、記念撮影

平成 3 0 年度 平成 3 0 年 1 1 月 2 0 日（火）実施

「江戸東京博物館」見学、「郵政博物館」見学、記念撮影

②監査対象年度において、白子町文化協会が「視察研修費」として支出した費目及びその金額をご教示ください。

例えば、「会議室使用料〇人分〇〇円」、「入館料〇人分〇〇円」、「飲食代〇人分〇〇円」など、「視察研修費」の実態についてお示しください。

監査委員が確認した内容を示します。

- ・令和4年度 令和5年1月20日（金）実施

<収入>

昼食代	65,340円	（個人負担 @2,420円×27人）
花摘み	10,500円	（個人負担 @350円×29組）
パン代	39,000円	（個人負担 @1,500円×26組）
不足分	36,403円	（文化協会負担）
合計	151,243円	

<支出>

昼食代	65,340円	（個人負担 @2,420円×27人）
花摘み	10,500円	（個人負担 @350円×29組）
パン代	39,000円	（個人負担 @1,500円×26組）
入館料	10,800円	（@400円×27人） 菱川師宣記念館
有料道路	12,600円	
ガソリン	7,613円	
写真代	4,390円	
保険料	1,000円	（27人分）
合計	151,243円	

- ・令和3年度 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
- ・令和2年度 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
- ・令和元年度 令和元年11月21日（木）実施

<収入>

昼食代	47,060円	（個人負担 @1,810円×26人）
不足分	32,151円	（文化協会負担）
合計	79,211円	

<支出>

昼食代	47,060円	（個人負担 @1,810円×26人）
入館料	14,560円	（@560円×26人） 航空科学博物館
入館料	9,100円	（@350円×26人） 国立歴史民俗博物館
ガソリン	2,967円	
写真代	5,524円	
合計	79,211円	

- ・平成30年度 平成30年11月20日（火）実施

<収入>

昼食代	77,500円	（個人負担 @2,500円×31人）
不足分	46,309円	（文化協会負担）
合計	123,809円	

< 支出 >

昼食代	77,500 円	(個人負担 @2,500 円×31 人)
入館料	1,920 円	(@480 円×4 人) 江戸東京博物館
入館料	6,480 円	(@240 円×27 人) 江戸東京博物館 (65 歳以上)
入館料	7,250 円	(@250 円×29 人) 郵政博物館
駐車料金	9,900 円	
有料道路	9,520 円	
ガソリン	5,478 円	
写真代	5,761 円	
合計	123,809 円	

③町においては、令和4年10月31日付け白監第21号の指摘内容などを踏まえ、令和4年11月に「白子町補助金適正化ガイドライン」を策定し、補助金交付事務の適正化に努めているところです。

そのガイドラインの(表4)中「6 視察・研修費」において、「事業に真に必要な研修会開催経費は補助対象とする。ただし、視察に伴う経費は補助対象外とする。」と規定しています。

監査対象年度において、白子町文化協会が行った「視察研修」が「事業に真に必要な研修会開催経費」に該当するかどうか、貴見をお示してください。

監査委員の意見を示します。

白子町文化協会会則第2条(目的)に、「本会は、町内各種文化団体相互の連絡調整と、その活動を助成すると共に、広く町民の文化意識の高揚と地域文化の振興を図り、もって教養と文化の香り高い町づくりに寄与することを目的とする。」とあります。白子町文化協会は、町内各種文化団体の連携を向上することが事業の目的の一つでもあり、会員として30にも及ぶ団体が加入していることから、その連携は容易ではなく、そのための手段の一つとして研修を実施されているものと理解しています。

その一方で、今回策定されたガイドラインにある「事業に真に必要な研修会開催経費」にこの研修費が該当するかどうかは、「真に必要な」の部分の捉え方次第であり、判断が難しいところではあります。ただ、白子町文化協会が「事業の実施」を実施する上で、このような研修が一義的に否定されるべきではなく、そこに係る経費は社会通念上許容される範囲であると考えます。

④補助金交付に係る住民訴訟事件(平成19年1月19日最高裁判例)の「要旨」では、補助金は「住民の福祉に直接役立つものであって、その事業それ自体に公益性が認められるもの」に対し交付されるものと解されます。

監査対象年度において、白子町文化協会所属の役員が行った「視察研修」が「住民の福祉に直接役立つものであって、その事業それ自体に公益性が認められるもの」に該当するかどうか、貴見をお示してください。

監査委員の意見を示します。

ここでいう「公益性」とは事業自体に公益性があるかどうかということと理解しています。すなわち、白子町文化協会が行う事業に公益性があるかどうかということです。その観点でいえば、教養と文化の香り高い町づくりへ寄与されていることから、住民の福祉に直接役立つものであり、町が推進すべき事業でもあったと考えられますので、認められるものと考えます。なお、「視察研修」費が該当するかどうかは、「事業の実施」に必要な経費であるかどうかの観点で検討すべきものであり、③で述べておりますので割愛します。

担当

白子町監査委員事務局  
書記 高橋・三橋